

秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(四七・総務課).....	1
○秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則(四八・総合防災課).....	1
○秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則(四九・会計管理課).....	1
○秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令(三・情報公開センター).....	1

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年七月三日

秋田県規則第四十七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改める。
第二百四十五条第二項の表第三号中「及び出納長」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年七月四日から施行する。

秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年七月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十八号

秋田県消防関係職員服装規則の一部を改正する規則

秋田県消防関係職員服装規則(昭和三十年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出納長」を削る。

別図中「出納長」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年七月四日から施行する。

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年七月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十九号

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則

秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年七月四日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第三号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年七月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号を次のように改める。

三 会計管理者印

第八条第一項中「発送文書に」を「施行する文書に原議(一)に、「起案文書」を「起案した文書をいう。以下同じ。」に改め、同条第二項中「発送文書と決裁を終了した」を「施行する文書と」に、「起案文書」を「原議」に改め、同条第三項中「出納長」を削る。

別表出納長印の項を次のように改める。

印	会計管理者	楷 書	田 県 計 者	二 四 三 四 二 四 三 四	出 納 局 会 計
			秋 田 県 管 理 者	平 方	管 財 課 長

附 則

この訓令は、平成十九年七月四日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄